

## 保育所・幼稚園・認定こども園 平成27年度以降の保育料が変更になります

☎ 幼児課 (☎65-8607)

4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」により、保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担が変更になります。最終決定は国の予算編成後になりますが、仮設定した下記負担額に大幅な変更はない見込みです。  
※個々の決定保育料については、入所が決定した人に対して4月頃通知予定です。

### ①保育所・認定こども園長時部

#### 4月から保育所保育料の算定が変わります

今までは、所得税額等で保育料を決定していましたが、今後は市民税の額で保育料を決定します。階層は今までどおり12階層(A~D8)で、各階層ごとの金額区分も変更ありません。

算定の基が変わるため(所得税→市民税)、**収入に変わりがなくても保育料が変更になる場合があります。**保育料は児童の年齢、保育標準時間・保育短時間によって金額が異なります。

平成27年度利用者負担額(案)

単位:円

階層区分		利用者負担(月額)					
		保育標準時間(11時間)			保育短時間(8時間)		
		0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児	0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	3,500	2,500	2,500	3,400	2,400	2,400
	母子・在宅しよがい児(者)のいる世帯等	0	0	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税世帯	9,800	8,500	8,500	9,600	8,300	8,300
	母子・在宅しよがい児(者)のいる世帯等	8,800	7,500	7,500	8,600	7,300	7,300
C2	48,600円未満	14,000	12,000	12,000	13,700	11,700	11,700
	母子・在宅しよがい児(者)のいる世帯等	13,000	11,000	11,000	12,700	10,700	10,700
D1	48,600円以上72,800円未満	21,500	18,000	18,000	21,100	17,600	17,600
D2	72,800円以上97,000円未満	27,000	23,000	23,000	26,500	22,600	22,600
D3	97,000円以上133,000円未満	34,000	27,000	24,500	33,400	26,500	24,000
D4	133,000円以上169,000円未満	38,000	29,000	26,000	37,300	28,500	25,500
D5	169,000円以上211,200円未満	45,500	31,000	27,000	44,700	30,400	26,500
D6	211,200円以上301,000円未満	52,500	32,500	28,500	51,600	31,900	28,000
D7	301,000円以上397,000円未満	61,000	33,500	29,000	59,900	32,900	28,500
D8	397,000円以上	71,000	34,500	29,500	69,700	33,900	28,900

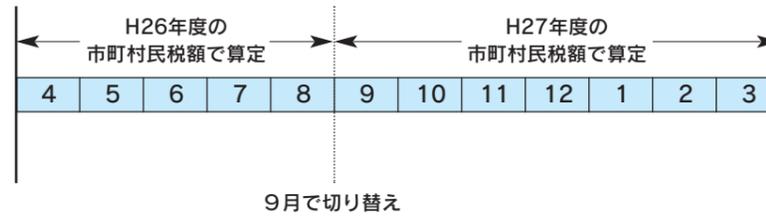
- ①4月～8月は前年度市町村民税で、9月～3月は当該年度市町村民税で算定します。
- ②階層区分認定の基礎となる課税額には、配当控除などは適用せず、控除前の税額で算定します。※詳しくは担当課まで。
- ③現在行っている旧年少扶養控除にかかる再算定は、行いません。
- ④保育料は児童の当該年度の4月1日時点の年齢により決定します。年度途中で入所した場合も同様です。年度途中で誕生日を迎えても、保育料は変わりません。
- ⑤2人以上の児童が入園している場合、年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無料になります。

平成27年度からは  
毎年9月が保育料の切り替え時期になります

平成27年度保育料は、市民税額で算定します。

- ・4月～8月分は、平成26年度(平成25年中所得)の市民税額
  - ・9月～3月分は、平成27年度(平成26年中所得)の市民税額
- ※これまでであった仮決定というものがなくなり、4月～8月の額も9月～3月の額も本決定です。

平成27年度の場合



### 保育料を 確認してみましょう

平成26年度の「市民税・県民税 徴収税額の決定通知書」や「課税証明書」などで市民税の額を確認してください。(市民税の「所得割額」欄に記載されている額を、9頁の表にあてはめてください)

※調整控除以外は控除されません。通知書、証明書に記載の額は住宅ローン控除などすべての控除が適用されていますので、再計算する必要があります。

### ②幼稚園・認定こども園短時部

#### 平成28年度から幼稚園保育料が変更になります

幼稚園保育料は、平成27年度は経過措置として、現行の基準のまま年間72,000円(月額6,000円)です。平成28年度から応能負担とし、下表のとおり改定する予定です。また、「母子世帯等」「在宅しよがい児(者)のいる世帯」「その他の世帯」に該当する世帯に対しては、軽減措置を行います。(幼稚園保育料の場合、第3階層は△500円)新たに小学3年生までの子をカウントし、入園している子が2人目の場合は半額、3人目は無料になります。

利用者負担額(案)

単位:円

階層区分		保育料の月額					
		平成26年度	平成27年度(現行と同じ)	平成28年度	平成29年度		
1	生活保護世帯	0	0	0	0		
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0		
3	市町村民税均等割のみ課税世帯	4,333	4,333	2,800	2,800		
4	所得割課税額	市町村民税 所得割課税額以上77,100円未満	6,000	6,000	7,300	8,600	
					77,100円以上211,200円未満	8,250	10,500
					211,200円以上	9,000	12,000

- ※1、2、3階層の現行と平成27年度の保育料については、減免認定を受けた場合の額です。  
※園により、給食費やバス代等が別途必要になります。